

計 画 書

阪神間都市計画ごみ焼却場の変更（尼崎市決定）

都市計画ごみ焼却場中、第1号尼崎市清掃工場を次のように変更し、第3号尼崎市立環境処理センターごみ焼却場を廃止する。

番号	名称	位置	面積	備 考
1	尼崎市立クリーンセンター第1工場	大高洲町8番地	約2.5ha	ごみ 447t/日

*汚物処理場及びごみ処理場併設

「区域は計画図表示のとおり」

理由は別紙のとおり

理 由

尼崎市が所有する尼崎市清掃工場(ごみ焼却場)は令和7年度に耐用年数を迎えるほか、クリーンセンター第2工場(ごみ焼却場)、資源リサイクルセンター(ごみ処理場)、尼崎市清掃工場(汚物処理場)についても老朽化が進んでおり、施設の更新が必要となっている。

このことから、一般廃棄物の適正処理による循環型社会の推進を目的として、ごみ焼却場・ごみ処理場・汚物処理場を集約する都市計画に変更する。

変 更 前 後 対 照 表

【ごみ焼却場】

	番号	名称	位置	面積	備 考
変更前	1	尼崎市清掃工場	大高洲町 8 番地	約 2.3ha	ごみ 720t/日
	2	尼崎市立クリーンセンター第 2 工場	東海岸町 16 番地の 1	約 3.4ha	ごみ 480t/日
	3	尼崎市立環境処理センターごみ焼却場	大高洲町 2 番地	約 1.0ha	ごみ 300t/日
変更後	1	<u>尼崎市立クリーンセンター第 1 工場</u>	大高洲町 8 番地	<u>約 2.5ha</u>	<u>ごみ 447t/日</u>
	2	尼崎市立クリーンセンター第 2 工場	東海岸町 16 番地の 1	約 3.4ha	ごみ 480t/日
	3	<u>削除</u>			

計画図

